

令和4年度第2回君津市介護保険運営協議会 会議録

- 1 名 称 君津市介護保険運営協議会
- 2 開催日時 令和4年8月29日(月)19時00分から20時40分まで
- 3 開催方法 オンライン開催(ZOOM)
- 4 議 題
 - (1) 令和3年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算について(報告)
 - (2) 令和4年度地域包括支援センター設置運営方針及び事業計画について(報告)
 - (3) 介護予防支援業務を委託する事業所について(報告)
 - (4) 地域密着型サービス事業所の指定更新等について(報告)
 - (5) 第8期介護保険事業計画実績報告について(報告)
 - (6) 第9期介護保険事業計画について(報告)
 - (7) その他
- 5 出席委員 15名
保住 寛、原 比佐志、兼子 健一、川嶋 昌弘、江尻 節子、鈴木 荘一
野老 高弘、加藤 美代子、伊賀 浩、水野谷 繁、林 英一、箱田 純子
津金澤 寛、大古 政昭、高野 摂子
- 6 欠席委員 なし
- 7 事務局 8名
介護保険課 田淵課長、山河係長、森田主任主事
高齢者支援課 濱松課長、安藤地域包括支援室長
関係者 君津市中部地域包括支援センター 石川
君津市東部地域包括支援センター 藤原
君津市清和・小糸地域包括支援センター 角田
- 8 公開又は非公開の別 公開
- 9 傍聴者 なし(定員4名)

1 開会 (19 時 00 分)

【田淵課長】

本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、令和4年度第2回君津市介護保険運営協議会を開催させていただきます。

進行を務めます介護保険課長の田淵です。よろしくお願いいたします。

本日は、昨年の12月に開催の会議以降、初めての書面開催ではない協議会となりますので、はじめに昨年から変更のありました委員の、鈴木様、高野様の順で、一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

【鈴木委員】

君津商工会議所の鈴木荘一です。よろしくお願いいたします。

【高野委員】

認知症介護者ネットきみつの高野摂子です。よろしくお願いいたします。

【田淵介護保険課長】

続きまして、令和4年4月1日付けの人事異動に伴い、事務局の担当職員の交代がありましたので、紹介いたします。

改めまして、介護保険課 課長 田淵です。よろしくお願いいたします。

【安藤室長】

高齢者支援課地域包括支援室 安藤です。よろしくお願いいたします。

【濱松課長】

高齢者支援課 課長 濱松です。よろしくお願いいたします。

【森田】

介護保険課 森田です。よろしくお願いいたします。

【山河係長】

介護保険課 山河です。よろしくお願いいたします。

【田淵課長】

続きまして、傍聴人報告をさせていただきます。

君津市審議会等の会議の公開に関する規則によりまして、審議会等の会議は、一部を除いて公開することとされておりますが傍聴を希望される方はおりませんでしたのでご報告いたします。

令和4年5月に開催いたしました、第1回の会議に関しまして、書面開催とさせていただきますところ、ご協力いただき、ありがとうございました。

なお、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン開催とさせていただきます。

介護保険運営協議会としては初めての開催形式となり、至らないところなど多々あるかもしれませんが、ご協力の程どうぞよろしくお願いいたします。

2 会長あいさつ

【田淵課長】

続きまして、介護保険運営協議会保住会長より、ご挨拶いただきます。

【保住会長】

あすなろクリニックで現在介護保険運営協議会の会長を務めさせていただきます保住と申します。よろしくお願いいたします。本日はお忙しいところご参加いただきありがとうございます。

本来であれば、直接集まっていたいて、お互いの親睦を深めるところであったと思いますが、新型コロナウイルス感染症の関係でこのような形とさせていただきました。

本日の議題は7件となっております。各議題について、皆様のご意見をいただき活発な討論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 議 題

【田淵課長】

どうもありがとうございました。

それでは、議題に入る前に、先日配布しております、資料の確認をさせていただきます。

まず、令和4年度第2回君津市介護保険運営協議会の次第が1枚。

こちらにつきまして、お配りしたのから議題3を「介護予防業務を委託する事業所について」に修正しましたものを送付させていただきました。申し訳ありませんでした。

続きまして、議題毎の資料に関しまして、右上に議題番号が振ってある書類を7議題分配布させていただきます。

皆様お手元にご用意いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、君津市介護保険規則第5条の5により、議長は会長が行うこととなっておりますので、議事進行につきましては、保住会長よろしくお願いいたします。

【保住会長】

わかりました。ここからの進行を進めさせていただきます。事務局に質問ですが、現在出席の委員は何名でしょうか。

【田淵課長】

江尻委員を除き14名出席となっております。

【保住会長】

わかりました。ただいまの出席委員は 14 名です。

従いまして委員の半数以上に達しておりますので、ただいまから君津市介護保険運営協議会を開会いたします。

まず、本日の会議の議事録署名委員の指名をいたします。加藤委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。

議題 1

はじめに、議題 1「令和 3 年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

【田淵課長】

それでは事務局から議題 1「令和 3 年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算について」ご説明させていただきます。

【安藤室長】

高齢者支援課 安藤です。議題 1 令和 3 年度君津市地域包括支援センターの事業実績報告書及び決算について君津市地域包括支援室の報告内容の説明をさせていただきます。

君津市地域包括支援室の体制については、保健師 2 名、主任介護支援専門員 2 名、社会福祉士 1 名、社会福祉士に準じる者が事務員と兼務で 1 名、要介護状態になる恐れのある高齢者を訪問する会計年度任用職員が 1 日 5 時間、週 3 日勤務で 1 名の計 7 名でした。

令和 3 年度の事業実績については、コロナの影響により、市民向け講演会は中止としたが、ロコモ予防の動画を市民に向けて配信しました。

また、生活支援体制整備として、第 1 層と第 2 層の生活支援コーディネーターと連携し、地域包括支援センターが主導的に生活支援コーディネーターと関わる仕組みづくりについて検討し、令和 4 年度より毎月地区担当生活支援コーディネーターと各地域包括支援センターが地域の支援ケースについて協議できる体制を構築しました。

担当地域の介護支援専門員が企画・運営し、君津市地域包括支援室の主任介護支援専門員が運営を支援する形式の事業所交流会を ZOOM の活用により実施し、情報交換等行いスキルアップを図りました。

令和 3 年度の収支決算については、予防介護支援事業の歳出で、主なものは「その他委託」で計画策定委託件数は 785 件、3,563,999 円となりました。

包括的支援事業費の歳出で主なものは人件費で、またコロナ禍の影響が残る中で、ZOOM の活用等により、会議の開催等が前年に比べ増加したことから増額となっています。

以上で、君津市地域包括支援室の令和 3 年度事業実績報告書及び決算についての説明とさせていただきます。

【中部地域包括支援センター 石川】

君津市中部地域包括支援センター 石川です。

議題1 令和3年度君津市中部地域包括支援センターの事業実績報告書及び決算についての報告内容の説明をさせていただきます。

君津市中部地域包括支援センターの体制については、主任介護支援専門員1名、看護師3名、社会福祉士2名、事務員1名の計7名でした。

令和3年度の事業実績については、困難事例の解決に向けてケアマネジャーと協働で取り組んでおり、介護支援専門員のスキルアップ・資質向上の研修会として企画会議及び事例検討会を年5回開催しました。

また、認知症サポーター養成講座を10月20日に市民向けに開催しました。

令和3年度の収支決算については、介護予防支援事業の決算総額は15,773,156円で、ケアプラン委託費としては、2,715件で12,444,787円となりました。

包括的支援事業等の決算総額は38,226,000円で、事務諸経費の主なものは、車輛リース料411,840円、車輛燃料費412,953円、パソコン等リース・保守料1,462,195円となっています。

以上で、令和3年度君津市中部地域包括支援センターの事業実績報告書及び決算についての説明とさせていただきます。

【東部地域包括支援センター 藤原】

君津市東部地域包括支援センターの藤原です。

議題1 令和3年度君津市東部地域包括支援センターの事業実績報告書及び決算についての報告内容の説明をさせていただきます。

君津市東部地域包括支援センターの体制については、主任介護支援専門員1名、看護師1名、社会福祉士2名、事務員1名の計5名でした。

令和3年度の事業実績については、高齢者虐待の通報が3件あり、高齢者支援課と協力して対応にあたりました。また、認知症の家族を持つ方に対して、成年後見制度の説明及び関係機関への紹介を行いました。

「高齢者のQOL向上」をテーマに上総公民館だよりの6月、12月、3月号に、「季節の健康～冬を元気に乗り切ろう！～」と題した記事を、すなみほっとサロンの広報誌の11月号に「季節の健康～冬を元気に乗り切ろう！～」と題した記事を寄稿しました。また、「認知症について」というテーマで、11月24日に亀山コミュニティセンター、12月17日に小櫃公民館にて市民向けの出前講座を行いました。

小櫃地区の生活支援コーディネーターと公民館が共催で行う予定である、地域住民の集いの場所「いーね」の準備委員会に参加しました。

令和3年度の収支決算については、介護予防支援事業の決算総額は、7,719,303円で、ケアプラン委託費としては、1,049件で4,795,553円となっています。

包括的支援事業等の決算総額は、28,960,000円で、事務諸経費の主なものは、賃借料支出

591,084円となっており、担当エリアが広いことから、車両関係の支出が多くなる傾向にあります。また、予算額33,560,000円との差額は、人件費を6名で見込んでいたが、5名に減員したためです。

以上で、令和3年度君津市東部地域包括支援センターの事業実績報告書及び決算についての説明とさせていただきます。

【保住会長】

事務局の説明が終わりました。質問等がありましたら、挙手をお願いします。

【大古委員】

君津市農業協同組合の大古と申します。

質問ですが、地域包括支援室の決算書の中で、収入支出の説明欄に継続令和元年10月1日から令和3年3月31日4,400円×75件で31,600円という内容が入っているが、令和3年度の収支決算書の中で、なぜ、前年度以前の金額が計上されているのでしょうか。

【保住会長】

事務局回答をお願いします。

【安藤室長】

地域包括支援室の安藤です。

ご質問いただきました、議題1の(5)ページの2介護予防支援事業の説明欄に記載されているものと思いますが、こちらは介護予防支援事業の単価の種類を記載したものになっていまして、期間によって単価が異なるので、説明欄にそれぞれ期間を表示しているものになります。

【大古委員】

令和3年度は令和3年4月1日からであると思いますが、この継続R1.10.1～R3.3.31と表記されているものはどういうことでしょうか。

【安藤室長】

そこについては過誤という過去の請求分の修正が入っているため、このように記載しております。

【大古委員】

令和元年分から2年前の分を遡っているということでしょうか。

【安藤室長】

そういうわけではなく、あくまでも単価の適用期間による表記となります。

支出に計上されている件数のほとんどが前年度である、令和3年度3月の請求分の修正が89件あったということです。

【大古委員】

全部の総計ではなくて、年度を跨いだところの修正が 89 件ということで良いでしょうか。

【安藤室長】

その通りです。

【大古委員】

わかりました。

【保住会長】

他に、質問等がありましたら、挙手をお願いします。

水野谷委員質問をお願いします。

【水野谷委員】

議題 1 の資料 3 ページに地域包括支援室の介護予防事業の実績が挙げられています。また、8 ページには中部地域包括支援センター、13 ページには東部地域包括支援センターでの地域支援事業の実績が掲載されています。集計ありがとうございます。ご苦労様でした。

それぞれの実績を手元の電卓で計算したところ、介護予防支援事業、介護予防ケアマネジメントの実績は中部地域包括支援センターが一番多く、3,449 件でした。

中部地域包括支援センターに比べて、地域包括支援室、東部地域包括支援センターは半数程度にとどまっています。それぞれ地域も違い、人口密度も違うため、理由の分析は難しいと思いますが、それにしても地域包括支援室の件数が東部包括支援センターの件数に比べて 2 件程度しか差がなく、少ないように見えます。地域包括支援室ではどのように考えていますでしょうか

次に、介護予防について、地域包括支援室、センターにとって予防プランを立てることが大きな仕事であると思いますが、資料を見ると、地域包括支援室では包括分直営が 19.3%。約 80%は委託しているという計算になります。

東部地域包括支援センターは委託する事業所が少ないということもあると思うが、包括分直営分が 37.6%、委託分が 63%となっている。

地域包括支援室が 8 割近く委託しているというのは多いと感じますが、その背景、理由のようなものがあつたら聞かせていただきたい。

【安藤室長】

ご指摘いただいた通り、地域包括支援室の直営率は約 19%程度にとどまっており、令和 3 年度は直営率が低くなっている。

資料にはないが、令和元年度の時は直営率が 5.2%、令和 2 年度は 11.6%となっており、直営と委託の割合については現在も数値は低いですが、徐々に直営率が高くなって来ていますが、東部包括支援センターに比べて少ないという認識はございます。

これをどう考えるかという質問ではありますが、地域包括支援室は地域の包括支援センターと直営の地域包括支援室を兼ねているという状況があり、市としての包括の方針や事業としての展開また、他の包括支援センターを管轄しなければいけないというなかでの、バランスによる要因もあると考えています。ですが、以前から直営率が低いという課題は認識しており、令和元年度から少しずつ直営率は上がってきていますので、今後も意識して進めていきたいと考えております。

次に、件数については、委員の言った通り中部のほうが圧倒的に多い状態であり、これについては以前より傾向が見えていたため、新たに小糸・清和包括支援センターを委託するにあたって、その件数というのは、調整できるように管理して、地域選定をしたという部分はございます。

今後の展望としましては十分な答えではないかもしれませんが、以上となります。

【水野谷委員】

ありがとうございました。

介護予防事業は委託したくても委託を受ける事業者があまり乗り気ではないため、地域間のバランスを考えて、取り組んでいってもらいたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【保住会長】

他に、質問等がありましたら、挙手をお願いします。

津金澤委員質問をお願いします。

【津金澤委員】

率直に 80 件以上過誤が出るというのは、なんらかの要因があったものだと思います。

他の地域包括でも過誤請求はあるのであれば、各地域包括支援室、センターの収支決算書の書式、書き方を統一しないと、先ほどの委員がおっしゃったように誤解を生むと思いますので、記入方法を統一したほうが良いと思います。これは意見です。

次に質問ですが、BCP対策について触れられていなかったと思いますが、災害・疾病対策について今考えていること、問題になっていることなどがあれば各地域包括に確認したいのですが、いかがでしょうか。

【安藤室長】

地域包括支援室の安藤から回答します。

災害疾病対策につきまして、まず、災害という部分で言いますと、現在、市の厚生課で動いている、災害時要支援者に関する、災害時の避難計画の部分があります。これについて、現在、各民生委員、自治会の方、地域の消防団に説明をしながら取り組んでおります。

また、民生委員の会議に出ますと、地域としての意見が出ております。この部分を厚生課に挙げながら災害時の計画を少しでもいいものにできるように取り組んでおります。

疾病対策という部分につきましては、新型コロナウイルス対策に関することとして、現時点では地域包括支援室の中では発生しておりませんが、常に高齢者のもとに訪問する業務でありますので、

職員が高齢者のもとに訪問する際にマスクを持たせる、携帯式のアルコール消毒液を持たせ、こまめな消毒を行い、相手に不安を与えないように対応しております。

また、基本的に会議などの人が集まる行為に関して、コロナが蔓延してきた場合に今までは中止していたが、ZOOMの会議に代替えすることができないかを検討しております。

また、この後の議題で説明しますが、自立支援型の地域ケア会議については今年度からオンラインで開催する予定でございます。

【津金澤委員】

ありがとうございました。

他の包括支援センターはいかがでしょうか。

【各地域包括支援センター】

特にありません。

【保住会長】

他に、質問等がありましたら、挙手をお願いします。

他にないようでございますので、本議題に関する質疑を終了します。

議題2

【保住会長】

続きまして議題2「令和4年度地域包括支援センター設置運営方針及び事業計画について」事務局より説明をお願いします。

【安藤室長】

それでは議題2 令和4年度地域包括支援センター設置運営方針及び事業計画について、報告内容のご説明をさせていただきます。

令和4年度君津市地域包括支援センター設置運営方針については、地域包括支援センターの設置方針を、市内を4区域に分け、そのうち3区域のセンターの業務を委託することを、予定から確定に変更しました。

また、業務推進の方針を「(2) 地域におけるネットワークを活用し、地域で暮らす高齢者の生活を支えます」のネットワークを構築する範囲に「生活支援コーディネーター」を追加、「(3) チームアプローチにより次の包括的支援事業を行います」を「認知症施策、在宅医療・介護連携事業、生活支援体制整備事業の推進」の多職種連携情報共有システム「バイタルリンク」を活用した、多職種の情報共有と連携を推進すること」を追加、「(8) 市及び関係機関との連携強化 ア 地域包括支援センター連絡会への出席」の地域包括支援センターの個所数を3から4へ変更しました。

令和4年度君津市地域包括支援室事業計画についてですが、君津市地域包括支援室の体制については、主任介護支援専門員が2名、保健師2名、社会福祉士2名、社会福祉士に準じる者が事務員

と兼務で1名、要介護状態になる恐れのある高齢者を訪問する会計年度任用職員が1日5時間、週4日勤務で1名の計8名でございます。

事業内容については、前年度を踏襲したものになっていますが、包括的継続的ケアマネジメントの自立支援型ケア会議の開催回数を今まで3回だったものを今年度より6回に増やしております。

また、重点項目として、住民主体型サービス事業の補助制度の策定をすることとしています。

収支予算書については、今年度より、認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業費を担当することとなったため加えました。

職員数が増えたことにより一般職員人件費が、生活支援コーディネーターの増加により生活支援体制整備事業費がそれぞれ増額になりまして、消耗品や通信運搬費、交通費等の見直しにより、一般介護予防事業費、徘徊高齢者等家族支援サービス利用助成事業費、在宅医療・介護連携推進事業費、認知症総合支援事業費は、それぞれ減額となっています。

以上で、令和4年度君津市地域包括支援センター設置運営方針及び令和4年度君津市地域包括支援室 事業計画についての説明とさせていただきます。

続いて、事前の質問、意見として、林委員から次のとおりご意見をいただいております。

包括支援室・各包括支援センターの業務別目標「包括的・継続的ケアマネジメント」について各センター（室）において地域ケア会議の開催に関することと、介護支援専門員のスキルアップに関する記載について。

地域ケア会議の開催について、長引く新型コロナウイルス感染症は高齢者に限らず全年齢層の日常生活に影響を及ぼしていますが、その中で、高齢者世帯や高齢者独居等においてはコロナ以前と比較して地域からの支援、外出の機会の減少、集まりの場（機会）の減少等による孤立等の問題が増えてきていると感じています。

しかし、コロナを理由に地域ケア会議の開催を先送りしても問題解決にはなりません。開催方法を工夫して（ZOOM等）地域ケア会議を開催してはどうでしょうか。潜在化した課題を抽出し、コロナにより使えなくなったインフォーマルサービス等に変わるものを地域の支援者と一緒に考え、継続できる地域包括ケアシステムの構築が必要ではないでしょうか。

2) 介護支援専門員のスキルアップについて、介護支援専門員のスキルアップ、資質向上の研修会の開催、事例検討会の開催の記載があります。研修会による知識の習得はもちろん必要なことですが、介護支援専門員の重要なスキルはケアマネジメントであると思います。

コロナ禍でサービス担当者会議が思うように開催することが出来ず、意見照会等で担当者会議に替えてことも多くなりました。介護支援専門員が作成するケアプランを基に多職種で意見を交換する場が減ることでマネジメント評価が出来ず、ケママネの自己満足プランになりかねません。

介護支援専門員のスキルアップと資質向上を目指すならば、定期的な事例検討会を開催し、そのケアプランが利用者の自立支援につながるケアプランか等を、他者を交えて検討する学びは必要不可欠だと思います。

研修会の開催のための企画・運営も重要ですが、是非とも事例検討会の開催を各包括支援センターにお願いいたします。以上です。

1つ目のご意見については、令和3年第3回介護保険運営協議会でも同様のご意見をいただいております。地域ケア会議の開催は地域包括ケアシステムの構築と進化に欠かせないものであり、

コロナ禍においても常に開催方法を模索していました。

地域包括支援室においては今年度から自立支援型の地域ケア会議を3回から6回に増やし、すべての会議にZOOMを活用して開催する予定です。

また、個別地域ケア会議についても事例の相談に対応できるようにしてまいりますので、今年度から委員ご指摘の通り、地域会議を率先して開催していきたいと考えております。

2つ目につきましては、包括的継続的ケアマネジメント支援業務について地域の介護支援専門員のネットワーク支援と、地域の介護支援専門員に対する支援を行うこととしており、地域の介護支援専門員、各地域の包括支援センターの企画により毎年の業の計画を企画しております。

今年度につきましては、室で担当する地域では事業継続計画の作成についての意見交換を予定しております、中部、東部が事例検討会を予定しており、小糸清和地区においては企画検討中となっている。

委員のご指摘の通り介護支援専門員の業務としてケアプランの質の向上は必須であり、地域包括ケアシステムのかなめでもあります。今後の包括的継続的ケアマネジメント支援業務にかかわらず、事例検討場を作れるように努力していきます。

以上で、令和4年度君津市地域包括支援室事業計画について説明とさせていただきます。

【中部地域包括支援センター 石川】

君津市中部地域包括支援センター石川です。

議題2 令和4年度君津市中部地域包括支援センター事業計画について報告内容の説明をさせていただきます。

令和4年度君津市中部地域包括支援センター事業計画についてですが、君津市中部地域包括支援センターの体制については、主任介護支援専門員が1名、看護師1名、社会福祉士3名、事務員1名の計6名でございます。

事業内容については、前年度を踏襲したものになっていますが、重点項目として、安心して総合相談ができる窓口を目指し、個々の職員がより一層の利用者理解に努めるとともに専門家に迅速につなげることにより、相談機能の強化・充実化を図ることとしています。

収支予算書については、職員の変更等により人件費が、予備費支出（交際費・センター保守）の見直しにより、事務諸経費が減額となっています。

以上で、令和4年度君津市中部地域包括支援センター事業計画についての説明とさせていただきます。

【小糸・清和地域包括支援センター 角田】

君津市小糸・清和地域包括支援センター角田です。

議題2 令和4年度君津市小糸・清和地域包括支援センター事業計画について報告内容の説明をさせていただきます。

事業計画についてですが、君津市小糸・清和地域包括支援センターの体制については、主任介護支援専門員が2名、看護師1名、社会福祉士1名、事務員1名の計5名でございます。

事業内容については、地域の課題として、地区別高齢化率の5年伸び率は小糸地区4.6%、清和地区7.3%と高い数字が示されており、急速な高齢化にサービス不足が危惧されています。その中で、不足する資源の充足を図り、小糸・清和地区における地域包括ケアシステムの構築が必要と考えています。その為、地域に特性を生かした住民主体の地域ケアシステムの構築に取り組み、地域

のすべての人が自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりを支援することを目標にしました。

また、重点項目としては、地域包括支援室、東部及び中部包括支援センターとの連携を図り、円滑に事業の運営を行うこととしました。

収支予算書については、介護予防支援事業の人件費が 1,675,389 円、事務諸経費が 1,368,843 円で、計 3,044,232 円。

包括的支援事業等の人件費が 23,479,695 円、事務諸経費が 4,519,305 円で、計 27,999,000 円となっています。

以上で、令和 4 年度君津市小糸・清和地域包括支援センター事業計画についての説明とさせていただきます。

【東部地域包括支援センター 藤原】

君津市東部地域包括支援センター藤原です。

議題 2 令和 4 年度君津市東部地域包括支援センター事業計画について報告内容の説明をさせていただきます。

事業計画についてですが、君津市東部地域包括支援センターの体制については、主任介護支援専門員が 1 名、看護師 1 名、社会福祉士 2 名、事務員 1 名の計 5 名でございます。

事業内容については、前年度を踏襲したものになっていますが、重点項目として、生活支援コーディネーターとの連携を強化することとしています。

収支予算書については、職員の減員により人件費が、ファイナンス・リース債務の返済支出の変更等により、事務諸経費が減額となっています。

以上で、令和 4 年度君津市東部地域包括支援センター事業計画についての説明とさせていただきます。

【保省会長】

事務局の説明が終わりました。

質問等がありましたら、挙手をお願いします。

【林委員】

地域包括支援室の事業計画書の資料 2 ページにある、(10)下から 3 つ目、生活支援コーディネーターの記載があるが、本年度になって、生活支援コーディネーターの方々が様々な会議に出席されて、インフォーマルサービスについて述べている。これについては非常にいいことだと思う。

生活支援コーディネーターが個人のマネジメント等についてどこまで入り込んでいくのか、というところでコーディネーターの人によって温度差、差があるように感じている。

中には、個別の案件に対して、コーディネーターの方が私見「この方はこういう方だから」とかなり踏み込んだ意見をする場合がある。そこについて、コーディネーターの方に対する、共通認識を持つための研修などを開催しているのでしょうか。

【安藤室長】

今年から第二層の生活支援コーディネーターの方が会議に参加するように調整して、いろいろな場面で皆様が目にする機会が増えてきていると思います。

その中で、委員からご指摘のあった通り、生活支援コーディネーターの人によって温度差がある状況は認識しております。

地域ケア会議への出席の際やそのほかの機会で、そういった部分について説明はしているが、なかなかわかっていただけていないこともあるので、時間をかけながら、しっかりと指導を行っていく必要があると思っている。

生活支援コーディネーターの1層2層について、ケアプランについてどこまでかかわるべきかについては、県から指針が出ている。

基本的な考え方としては、生活支援コーディネーターはインフォーマルサービスを提供するだけであり、それを取捨選択するのはケアマネジャーである。

となっており、そこについては市のほうでも県の研修会でも説明されている。

そのサービスがその人に必要かどうかはケアマネジャーが判断しなければいけないことにはなっている。

しかしまだ理解に及んでない方がいらっしゃることは承知しています。

説明はしているが、まだ十分伝わっていないので、毎月、生活支援コーディネーターとの会議の場を設けているので、話をしていきたいと考えている。

今後も気になることなどがありましたらご意見いただけたら助かります。室としての対応は以上です。

【林委員】

承知しました。

【津金澤委員】

報告でBCPに関するものがなかったので、計画でもないと思ったが、やはりなかった。BCPについては必要なものだと思うので、しっかりと作成するべきだと思います。

過去君津市は大きな台風があり、当時は濱松課長の時だと思うが、役所の方が相当苦勞して対応していただいたと思います。

そんな実績がある中で、当時の経験が風化する前に、経験を生かしてBCPを作る場面であると思います。

あの時、相当いろいろやってくれて、他市に先駆けて君津市はフォローがよかったと考えておりますので、ぜひその時の対応を生かしたBCP対策を盛り込んでいってほしいと思います。

次に質問ですが、報告と計画に整合性がとれていないと思います。

例えば、この計画書でいうと、担当地区の課題が明確になると、その課題を達成するための目標がくる。どれも課題は具体的だが、目標はあいまいで、取り組み概要がその目標を達成するための方法になっているかということ、なっていない。方法を達成するための予算も整合性がない。

計画書は、現在こういう課題があり、その課題を1年かけてこうしていきたい、それはこういう方法をとるからこれだけお金がかかるよね、となるものである。この状態では関係者の了解は得にくいと思います。

そこまでの流れがあつて初めて報告の段階で、そうやったけど結果こうなった。その原因、理由に考察がついて完結するものだと思うので、せっかく、お金と人を使ってこの事業を真剣に取り組んでいるのでそういった部分をしっかり整理してやっていただいたほうがいいと考えます。事務局の考えはいかがでしょうか。

【安藤室長】

今、委員にご指摘いただいた通り、返す言葉もありません。

今回こういう形で提示してしまったのですが、BCPの話やもっと資料をわかりやすく説得力のあるものであるという点で理解できましたので、今後、改善していきたいと思います

BCPについて君津市の強いところをしっかりと出してということでありましたので、今後はもっと活かしてやってきたいと思います。

【津金澤委員】

包括はしっかりと頑張っていると思いますので、その流れを閉ざさないようにもっといい方向に進んでいってもらえたらいいと思います。以上です。

【保住会長】

他に、質問等がありましたら、挙手をお願いします。

他にないようでございますので、質疑を終了します。

続きまして議題3「介護予防支援業務を委託する事業所について」事務局より説明をお願いします。

議題3

【安藤室長】

それでは事務局から議題3「介護予防支援業務を委託する事業所について」ご説明させていただきます。

介護予防支援業務は、要支援1及び要支援2に認定された方が、介護予防サービスを利用するにあたり、介護予防支援事業所である地域包括支援センターが介護予防ケアプランの作成やサービス事業所の調整などを行うものであり、居宅介護支援事業所に業務を委託することができます。

また、公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経ることとされております。なお、現在、承認をいただいております事業所数は、市内34箇所、市外48箇所、計82箇所になります。

今回、新たに2事業所について、介護予防支援業務を委託してよいか、ご審議をお願いするものです。

番号1事業所名、居宅介護支援事業所三条大宮についてですが、息子の治療のため、息子夫婦と

共に京都に移住している方からサービス利用について相談があったとのことで、ケアマネジャーより連絡があり、この事業所に委託をするものです。

京都市朱雀地域包括支援センターにこの事業所について確認したところ、介護予防支援事業の委託を受けており実績のある事業所とのことです。

提出書類を審査しましたところ、問題等はありませんでした。

番号2事業所名「ななうら居宅介護支援事業所」についてですが、南房総市のリゾートマンションで15年生活している方からサービス利用について相談があったとのことで、ケアマネジャーより連絡があり、この事業所に委託をするものです。

外房高齢者相談センターにこの事業所について確認したところ、介護予防支援事業の委託を受けており実績のある事業所とのことです。

提出書類を審査しましたところ、問題等はありませんでした。

以上で、議題3 介護予防支援業務を委託する事業所についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【保住会長】

事務局の説明が終わりました。

質問等がありましたら、挙手をお願いします。特に質問ないようでございますので、質疑を終了します。

議題4

【保住会長】

続きまして 議題4「地域密着型サービス事業所の指定更新等について」事務局より説明をお願いします。

【山河係長】

それでは事務局から議題4 地域密着型サービス事業所の指定更新等について介護保険課の山河よりご説明させていただきます。

資料右上に議題4と記載されているものをご覧ください。

まず、初めに、地域密着型サービス事業所の指定更新について簡単にご説明いたします。介護保険の介護サービスのうち、地域密着型サービスとは、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域内で提供する介護サービスです。

地域密着型サービスの指定は、国が定める原則的な基準に従い、又は参酌などをする形で、事業所が遵守すべき指定基準（人員、設備、運営上の基準等）を満たしているかを、事業者の申請により、地域密着型サービスを行う各事業所ごとに確認し、市町村が指定を行うこととされております。

この指定の有効期間につきましては、介護保険法の規定により、6年間とされておまして、6年ごとに指定の更新を受けなければ、期間の経過によって、指定の効力は失われることとなっております。

本議題では令和 2 年度、3 年度に指定を更新した地域密着型サービス事業所等の指定更新についての状況のご報告するものでございます。

介護事業所の指定の有効期間については、先ほどご説明させていただきましたとおり、介護保険法の規定により 6 年間とされておりますが、この有効期間が満了することに伴いまして、事業者からの指定の更新の申請があったため、市において指定を更新したものとなります。

指定の更新に当たりましては、事業者から提出された申請書類の確認により、介護職員等の配置基準、設備基準等、事業者が指定にあたって遵守すべき基準を満たしていることを確認しております。

まず、1 地域密着型サービス事業所の指定更新につきましてサービス種類で分けておりますので、上から順にご説明します。

初めに(1) 地域密着型通所介護、こちらは、一般的にデイサービスといわれるもののうち、利用定員が 18 人以下の小規模なデイサービスで、食事・入浴の提供や日常動作訓練などを日帰りで行うサービスです。3 事業所、更新をしております。

続いて(2) 介護予防 認知症対応型通所介護、こちらは、認知症の方を対象に食事・入浴などの介護や支援、機能訓練などの専門的なケアをする通所介護です。1 事業所、更新をしております。

続いて(3) 介護予防 認知症対応型共同生活介護、こちらは、一般的にグループホームといわれるもので、認知症の症状のある方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられるもので、利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送れるよう、心身状況を踏まえて行われるサービスです。3 事業所、更新をしております。

続いて(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらは、一般的に特別養護老人ホームといわれる、常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方が対象の施設のうち、定員が 29 人以下の小規模な施設です。1 事業所、更新をしております。

続いて(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護となりますが、指定更新を行ったものではなく、新規指定した事業所を記載しております。

後日、ホームページ等で資料を掲載する際には、修正したものを掲載させていただきます。申し訳ありませんでした。

サービスとしては、介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的な巡回による訪問介護や利用者の通報や電話などに対して随時対応するものとなります。

ただいま説明しました、地域密着型通所介護の 2 番目、介護予防認知症対応型共同生活介護の 1、2 番目の事業所につきましては、君津市外に所在する事業所となります。

地域密着型サービスは、事業所がある市の市民のみが利用できるという原則がありますが、この事業所につきましては、市外に所在はしておりますが、以前より、君津市民が同事業所を利用していたため、この利用者に限って、利用を継続する目的で、事業所所在市と協議をし、君津市が指定することに関する同意を頂いたうえで、指定の更新をしたものとなります。

続きまして、資料の裏面をご覧ください。

こちらが地域密着型サービス事業所の廃止についてのご報告になります。

(1) 地域密着型通所介護の 2 事業所については市外の事業所になりますが、君津市からの利用者がなくなったため、廃止の届け出が出されたものになります。

以上で、議題 4 地域密着型サービス事業所等の指定更新等についてのご報告とさせていただきます。

【保住会長】

事務局の説明が終わりました。

質問等がありましたら、挙手をお願いします。

【津金澤委員】

地域密着型サービスについては法律の中で、市の責任で指定していると思いますが、おそらく法律を順守しているためだと思いますが、一歩進めて、例えば、決算書などを取り寄せて、しっかりと運営できているかどうかを判断して、運営できていない事業所は更新を認めないようにしたり、定期巡回でいえば、地域展開している事業所は認めるが、次の更新までに地域展開していないのであれば次の指定はできないなど、本来、あるべき指定の仕方、更新の仕方というのを、法律上認められているからいいといわれればそれまでだが、見ていて歯がゆさがあります。

決算書をとるということは、一見えげつないように思うかもしれないが、利用者の立場からすると、明日つぶれるかもしれない事業所をなぜ、市が指定更新するのかとみられることもあると思う。ある程度、事業所がしっかりと経営できているのか、次の更新まで大丈夫かなどをチェックすることは必要だと思います。

本来であれば、こういうサービスを期待されているわけなので、きちんとやっていないところは次の指定が難しいという指導ぐらいははすべきだと思います。

次回までにご検討いただけるとありがたいと思います。

【保住会長】

ただいまの意見に対して事務局何かありますでしょうか。

【山河係長】

市としては、経営状況が悪いことを理由に、指定申請書を受理しないという対応は難しいと考えております。

しかし、ご指摘いただいた、経営状況はある程度確認することは必要だと思うので、市としてどこまでできるのかを検討していきたいと考えております。

【津金澤委員】

公のお金を使用しているわけで、税金、保険料、など君津市役所のお金ではなく、市民、県民、国民のお金を使用しているものなので、そういう観点からすれば、きちんとした事業所にきちんと仕事をしてもらい、させるということが、指定管理者の本来の仕事であると思うのでよろしくをお願いします。

【保住会長】

よろしいでしょうか。

他にご意見ありますでしょうか。

他にないようでございますので、質疑を終了します。

議題 5

【保社会長】

続きまして議題 5「第 8 期介護保険事業計画実績報告について」事務局の説明をお願いします。

【山河係長】

それでは事務局から議題 5「第 8 期介護保険事業計画実績報告について」介護保険課山河よりご説明させていただきます。

資料右上、議題 5 と記載されている資料をご覧ください。

まず、資料の説明をさせていただきます。資料 1 ページ目から 12 ページ目までが、実績報告になり、認定者数及び各サービスごとの利用実績を記載したものとなります。

見込みの欄には、第 8 期介護保険事業計画上で見込んでいた数値を記載しております。

実績値は、見込みの値に対応する実際の値を記載したものとなります。

資料 13 ページ目から 22 ページ目まで、参考資料君津市内介護サービス事業所整備状況等については、実績報告の利用実績を確認していただく際の一助になればと思い、君津市内の介護サービス事業所をサービス種別ごと一覧にしたものとなります。

当然、居宅サービスなど、君津市外の介護サービス事業所を君津市の被保険者が利用する場合がありますので、あくまで、参考資料として確認していただければと思います。

資料 23 ページ目から最後までが、第 8 期介護保険事業計画のうち、各サービスごとの見込み等を記載した部分の抜粋となります。

1 ページ目をご覧ください。

1. 介護保険認定者数について、ですが、令和 2 年度については、見込みよりも実績の方が多く、令和 3 年度については、見込みよりも実績の方が少なくなっております。資料には元年度の実績はありませんが、実績値としては、令和元年度の合計人数が 4,340 人に対して、令和 2 年度、4,461 人、令和 3 年度 4,515 人となっておりますので、増加傾向となっております。

次に 1 ページ目の中段以降からが、各種サービスごとの計画上の見込値と実績値になります。

まず、①の訪問介護から⑭の特定施設入居者生活介護までの、居宅サービスについてですが、①訪問介護、⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑩福祉用具貸与、⑫居宅介護支援・介護予防支援については、ほぼ、見込みどおりの実績となっております。

②訪問入浴介護、③訪問看護、⑪特定福祉用具販売の介護サービス、⑬住宅改修は、介護サービスとしては、ほぼ見込みどおりの実績ですが、予防サービスとしては、全体の数字が少なく、少しの増減が大きく割合に影響してしまっているものもありますが、見込みを下回っております。

④訪問リハビリテーション、⑦通所リハビリテーション、⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑭特定施設入居者生活介護については、見込みを下回っております。

(2) の施設サービスについては、おおむね、見込みと同じくらいの実績になっておりました。

(3) の地域密着型サービスについては、ほぼ、見込みと同じくらいの実績になっておりました。

全体を通してみると、見込みを大きく上回る実績のものは、ほとんどなく、予防サービスは、全体的に見込みを下回るものが多い状況でした。

また、令和2年度に比べると令和3年度は、見込みに対する実績の割合は、下がっているような傾向でした。

なお、林委員からこの議題に対して事前に、資料18ページ、⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護について、4特別養護老人ホーム山の手フラワーヒル（ユニット）定員32の掲載があるが、この施設は特養の空床型ではないでしょうか。

空床型の場合は、短期入所としての実際の稼働は限られており、短期入所生活介護の事業所としてカウントすると計画と実績に大きな差異が生じると思います。

空床型の場合は特養入所者が入院、又は、退所して次の入所者が決まるまでの期間での利用に限られ、稼働率はあまり期待できません。

なお、他の特養でも空床型を登録している施設があると思いますので、山の手フラワーヒル（ユニット）を1事業所として、また、定員をカウントするのであれば空床型を申請している他の特養も同様に事業所名と定員を記載すべきと思います。とのご意見をいただいております。

こちらについては、実施形式についても記載した方が良かったと思います。

実施形式については、ご指摘いただいたとおり、4番目の特別養護老人ホーム山の手フラワーヒル（ユニット）については、空床型となり、他の施設については、併設型となります。

なお、富津、木更津、袖ヶ浦を含めた近隣4市だと、施設としては、54施設、そのうち、空床型が13施設、併設型が29施設、単独型が12施設となっております。

後日、会議資料をホームページに掲載する際には、追加資料として掲載させていただければと思います。

以上で、議題5のご報告とさせていただきます。

【保住会長】

事務局の説明が終わりました。質問等がありましたら、挙手をお願いします。

【水野谷委員】

実績報告について、資料をあげていただいてありがとうございました。

資料を見た感想になるが、2ページ訪問看護、3ページの居宅療養管理指導について、医療系の訪問系サービスがひっ迫しているのではないかと思う。事業所の数が少ないからいけないのか、それとも別の要件があるのか、今後市のほうで分析すると聞いておりますが、その時には、医療系サービスをどのように見て、どのように増やしていくかなどを考えていってほしい。

事業所の数が少ないから100%となってしまうのか、100%を超えているから居宅療養管理指導事業所を増やしたらいいのか。分析しきれないが、実績を見て感じました。

また、訪問入浴、訪問看護、居宅療養介護指導が少ないと感じます。

今後、9期の事業計画にどのように反映させていくのか検討していただきたいと思います。

【保社会長】

他に質問等がありましたら、挙手をお願いします。
他にないようでございますので、質疑を終了します。

議題 6

【保社会長】

続きまして 議題 6「第 9 期介護保険事業計画について」事務局の説明をお願いします。

【山河係長】

それでは事務局から議題 6「第 9 期介護保険事業計画について」山河からご説明させていただきます。議題 6 の資料をご覧ください。

本議題では第 9 期介護保険事業計画の説明、作成スケジュール、作成手法についてご説明いたします。

初めに、第 9 期介護保険事業計画につきまして、介護保険の保険者である市町村は、介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画と、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画を、3 年ごとに作成することが義務づけられており、本市では、「君津市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」令和 2 年度末に作成しております。

この計画につきましては、令和 5 年度をもって計画期間が終了となるため、令和 5 年度中に令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間の計画期間とする新しい「君津市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を作成する必要があります。

続いて計画の作成の手法ですが、初めに、計画策定業務に精通しており、十分な実績を有する業者を選定し、業務委託契約を行います。

委託契約を締結後、第 9 期介護保険事業計画を作成するための基礎的な資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施します。

アンケートの内容については、厚生労働省から示された内容を基に作成し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査・居所変更実態調査、介護人材実態調査を調査する予定となっております。

なお、参考として、前回の第 8 期介護保険事業計画の策定にあたっては、株式会社ぎょうせい様と介護保険事業計画作成業務に関する委託契約を締結し、実施をしております。

アンケートの内容としては在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、特別養護老人ホーム入所希望者実態調査、介護サービス事業者実態調査の 4 種類の項目となっており、集計結果等は計画の中に掲載しております。

つづいて、計画作成のスケジュールになります。

令和 4 年 8 月に厚生労働省による第 9 期介護保険事業計画に向けた、各種調査等に関する説明会がオンラインで開催されました。

君津市では来月 9 月から、委託業者の選定を行い、契約後に先にお伝えしました、アンケートを実施、その後、アンケートで得た情報を集計、分析、また、前期の計画の進捗や見込み等を踏まえ、計画の素案を作成していこうと考えております。

また、計画の策定にあたってはこの実態調査で把握された現状や、現行計画の実施状況を確認し、介護保険制度改正の動向をはじめ、国が作成する、計画作成上のガイドラインの役割を果たしております「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針」などに沿って作成をすすめるとともに、介護保険運営協議会で計画の内容のご協議をいただきたいと考えております。

なお、国の基本指針につきましては、令和5年の7月に案文が示される予定となっております。

計画の素案作成後には、パブリックコメント等を実施し、広く市民のみなさまの意見の把握と反映に努めていこうと考えております。

以上で議題6第9期介護保険事業計画についてのご説明とさせていただきます。

【保住会長】

事務局の説明が終わりました。質問等がありましたら、挙手をお願いします。

【水野谷委員】

3年前だったか、前回の会議の中でも意見として出したが、今回アンケートをする中に特別養護老人ホーム希望者実態調査が含まれているようであるが、私も特別養護老人ホームを経営する中で、利用者は意外と多床室を希望する人が多い。

利用者の中でも、特別養護老人ホームが個室と多床室で利用料が大きく違うということを知らずに申し込む人もいる。特別養護老人ホーム利用者向けにアンケートを実施する場合に、多床室、個室などの内容を分けて実施ができるのかどうかをお聞きします。

【山河係長】

資料の中で、参考として第8期の調査の内容を掲載させていただいたが、第9期で示されている調査の中では介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査・居所変更実態調査、介護人材実態調査が示されており、在宅生活改善調査が自宅にお住まいの方で、現在のサービスの利用では生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービスを検討するものになっている。

居所変更実態調査というのが、前回でいうところの特別養護老人ホーム入所希望者実態調査に近いかもしれないが、調査の内容が、過去1年間の新規入居、退去の流れや退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるための機能等を検討するものになっています。

介護人材実態調査というのが、介護人材の実態を表で把握することにより、性別年齢別資格の有無別などの詳細な人材の実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討するものとなっておりますので、第8期の計画策定時と全く同じ調査にならない部分があると思います。

そのため、特別養護老人ホーム等の実態や希望については、いただいた意見を反映できるような調査になるように検討していきたいと思っております。以上でよろしいでしょうか。

【水野谷委員】

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

【保住会長】

他に質問等がありましたら、挙手をお願いします。

【津金澤委員】

1 点目は介護現場の人材不足はとても深刻な状態になっており、これをどうにかしていかなければいけないというのは以前から言われていることなので、ぜひ第9期の計画の中で対策を考えていてもらいたいです。

2 点目は2024年のダブル改定が来ることになっており、結構大きい改定になると予想されている。

医療保険のほうも変わりますし、自民党が勝って、しばらく選挙はないので、相当大きく変わるのではないと言われており、おそらくその通りになると思っております。

前回の改定の際はコロナがあり、やり残しが多くあると思うので、それを全部やってしまわないと財務省が困るということで、ぎりぎり押してきていると思う。

いくつかポイントがあって、業務の効率化、経営状況の把握、利用者の負担を見直すと言われていきます。簡単に言うと、負担を増やす。具体的に言うと、ケアマネジメントの利用者負担を入れると考えられる。そのような改定が具体的に出てきている中で、君津市としては、どういう風に介護保険をやっていくかというのは大事な問題であると思います。

市役所単体でも、今まで市町村が都道府県へ事前協議の申し入れをしてもできなかったが、これからは保険者である市町村が実際のニーズに合わせて、地域のサービスの供給量をコントロールできるようにすべきだ、という流れが決まっているので、先ほどの議題で、指定をしていいかどうかを聞いたが、今までの観点ではうまく計画できないのではないかと考えています。

昔からA社は嫌いなので、丸投げではないと思うが、ぜひ君津市の実態に合わせて、君津市のほうから業者に対して要望を通して、君津市としてはこういう風にしていきたいと明確にしたうえで、第9期介護保険事業計画にしてほしいと思います。そうしないと、この委員としての自分は「お前何をしてたんだ」と同業者から叩かれてしまいますので、きちんと君津市のためを思って考えておりますので、ご検討いただければと思います。

【山河係長】

第9期介護保険事業計画の策定支援に関する事業者についてはA社と決まっているわけではなく、今後選定した事業者と、今いただいた意見、君津市の実態に即した計画になるように調整させていただければと考えております。以上です。

【津金澤委員】

本当は市の計画なので、市でやらなければならないのが筋だと思うのですが、そうはいつでも、マンパワーがない、専門的なことができない、予算が足りないなどの理由があることは大人なのでよくわかります。ただ、十分に君津市の姿勢を踏まえたうえでの計画の策定を希望します。以上です。

【保住会長】

他に質問等がありましたら、挙手をお願いします。
他にないようでございますので、質疑を終了します。

議題 7

【保住会長】

続きまして 議題 7「その他」について、事務局の説明をお願いします。

【山河係長】

それでは事務局から議題 7「その他」について山河からご説明させていただきます。

議題 7 の資料をご覧ください。令和 4 年度介護保険運営協議会開催スケジュール案について、ご説明いたします。

介護保険運営協議会については、現在、不定期で開催させていただいておりますが、資料記載のとおり、開催とさせていただければと考えております。

日程調整については、まず、(1) 年間の開催日程の調整を年度当初にさせていただき、その後、(2) 年間の開催日程の決定及び通知をさせていただきます。

(3) 開催・不開催の決定及び開催日の確認、については、開催日の 1 か月程度前に、協議案件が無い場合は、不開催の通知を、協議案件がある場合は、(2) の開催日で実施可能かどうかを再調整させていただいたうえで、(4) 開催通知を送付させていただくことを考えております。

なお、今年度については、3 回目からの協議会から実施させていただければ、と考えております。

次に、令和 4 年度開催スケジュール案についてですが、3 回目を 11 月下旬、4 回目を 2 月下旬の開催を考えております。

なお、協議案件については、できる限りお示ししてある日程での調整をお願いしますが、急遽おはかりする事項が生じてしまった場合には、別途日程調整のうえ開催させていただくことも考えられますので、ご理解をお願いいたします。

開催方法は、今回のように、新型コロナウイルス感染の状況によって会議の開催方法を変更させていただく場合もあるかと思いますが、基本的には、実開催での実施を考えております。

以上で、その他令和 4 年度介護保険運営協議会開催スケジュール案についてのご説明とさせていただきます。

【保住会長】

事務局の説明が終わりました。質問等がありましたら、挙手をお願いします。

特にないようでございますので、質疑を終了します。

以上で、本日の議事は、全て終了いたしました。これにて議長の任を解かせていただきます。

皆様、ご協力ありがとうございました。

【田淵課長】

保住会長、議事進行ありがとうございました。

ここで、江尻委員が途中から参加となりました。江尻委員につきましては今回初めて協議会にご参加いただいております。

一言ご挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

【江尻委員】

初めまして、日赤奉仕団から出させていただきます江尻節子と申します。よろしくお願いいたします。

4 開会 (20 時 40 分)

【田淵課長】

江尻委員ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和4年度第2回君津市介護保険運営協議会を閉会いたします。

本日は、ご多用のところ、誠にありがとうございました。

議事録署名

委員氏名 加藤 美代子